

・[意思能力・行為能力] 意思能力とは、自分の行為の結果について合理的な判断をすることができる能力を、意思能力という。不法行為の領域においては、この能力のことを責任能力(712条。違法な行為についての法的責任を弁識できる能力)とっている。(弁識：物事の道理を理解する)

民法は、私的自治(自己決定・自己責任)の原則を基本としているが、この原則は、行為者に意思能力があることが当然の前提となっている。自分のしていることの意味のわからない者(幼児、一部の高齢者、泥酔者、精神障害者など)に、その行為の責任を取らせることはできないからである。したがって、意思能力を欠いた者の法律行為は無効であり、責任能力を欠いた者の不法行為(事故など)は責任を問われない(損害賠償責任を負わない[712条・713条])。

民法は、法律行為における意思能力の必要性について、明文の規定をおこなったが、判例・学説は、それを当然のこととして認めている(不法行為責任については上記のように規定がある)。なお、刑法でも、判断能力に問題のある者の犯罪について、その刑罰を減免する規定がある(刑39条)。

行為能力とは、このように、意思能力を問題にすることで、この能力を欠いた者(意思無能力者)を保護することができる。しかし、この意思能力の概念を実際に適用するについては、つぎのような問題がある。

・行為能力とは、このように、意思能力を問題にすることで、この能力を欠いた者(意思無能力者)を保護することができる。しかし、この意思能力の概念を実際に適用するについては、つぎのような問題がある。

① 意思能力の有無は各取引ごとに個別的、具体的に決定されるので、場合によっては、意思無能力者側が行為時に意思無能力であったことを証明できないことがあり(証明責任は、意思無能力者側にある)、意思無能力者の保護に欠ける。

② また、逆に、相手方にとっても、意思無能力を理由に契約を無効にされてしまうという予想外の損害が生じる。そこで、民法は、行為能力(単独で完全に法律行為をなす能力)という概念をもち、これらの問題を解決しようとした。

一般的に取引能力が不十分な者を制限行為能力者(行為能力を制限された者。1999年改正では、「制限能力者」とされていたが、2004年改正では、より正確に「制限行為能力者」とされた)とし、保護者を付けて単独で法律行為をすることをできなくするとともに、単独で法律行為を行なった場合に制限行為能力者や保護者に取消権を与えたのである(たとえば、制限行為能力者である未成年者は、原則として保護者[通常は両親]の同意なしに法律行為をすることができず、また、もし同意なしに法律行為をしたとしても、それを取り消すことができる。(無効と取消しの違いに注意))

このことにより、制限行為能力者は、行為時の意思能力の有無を問題にしないで画一的に法律行為から離脱できるようになった。また、相手方も、このような制限行為能力者の定型化や制限行為能力者であることの公示により(後述のように、制限行為能力者の一部は登記される)、一定の注意をすることが可能となったのである。

制限行為能力者制度として、民法は、①未成年、②後見、③保佐、④補助の4類型をおいているが、②～④までは成年を対象にしているので、成年後見と総称される(後述の任意後見制度との対比で法定成年後見ともいわれる。また、法定成年後見と任意後見とを合わせて成年後見という場合もある)。なお、制限行為能力者がこの4類型になったのは1999年の民法改正によってである。

ブリール民法 1 2008版 民法入門・総則 安井宏・後藤元伸 中田邦博・鹿野菜穂子 著